

県産材利用緊急対策事業実施要領

制定（令和2年7月17日 林第284号）

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、原木価格の下落により森林組合等では出荷を抑制しているほか、経済活動の停滞や消費行動の落ち込み等から、製材品等の木材需要の減退が顕在化し、製材所、プレカット工場等では受注・稼働率の低下、原木の買い控え等の影響が出始めている。

このため、民間非住宅分野において、県産森林認証材等を使用した木造建築物の新築・改修を支援することにより、県内の木材需要を喚起し、林業・木材産業の活性化を図る。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において、県産乾燥材とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条第1項の登録を受けている製材業者が25%以下の含水率に至るまで乾燥させた国産材製材品（皮剥等の加工丸太及び同項の登録を受けている製材業者が製材したラミナを活用した集成材・CLTを含む。）をいう。
- 2 この要領において、県産森林認証材とは、第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（FM認証）森林から生産された原木を使用した県産乾燥材をいう。

第3 事業の内容

県産材利用緊急対策事業実施基準（令和2年7月17日付け林第284号）に定める事業を実施するものとする。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、一般社団法人岡山県木材組合連合会とする。

第5 補助対象経費及び補助率

別表のとおりとし、補助金の上限額は別途通知する。

第6 事業計画

- 1 事業実施主体は、実施計画書（様式第1号）を作成し、実施計画等承認申請書（様式第2号）により別に定める日までに農林水産部長に提出するものとする。
- 2 農林水産部長は、事業計画書の内容について審査し、適当と認めるときは、事業計画を承認するとともに補助金の交付の内示を行うものとする。
- 3 承認された事業計画を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。ただし、軽易な変更については、この限りではない。

第7 補助金の交付手続

補助金の交付手続は、規則、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、補助金の交付の内示があった場合は、要綱第3条第1項の補助金等交付申請書を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 3 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に事業に着手するものとし、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手してはならない。
- 4 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに実施報告書(様式第3号)を作成し、要綱第9条第1項の補助事業実績報告書を知事に提出するものとする。
- 5 知事は、実施報告書の提出があったときは、証拠書類等を審査するものとし、適当と認められた場合には補助金の額を確定して事業実施主体に通知するものとする。

第8 補助事業の検査等

知事は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、事業実施主体に対し報告を求め、又は職員に事務所及び事業対象物件等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

第9 補助事業の実施状況報告

事業実施主体は、事業の執行状況をHPで公表し、及び県産材利用緊急対策事業とりまとめ表(様式第4号)により毎月ごとにそれぞれ翌月10日まで(ただし、3月分は第7の4の規定による実施報告による)に行うほか、必要に応じ農林水産部長に事業実施状況の報告を行うものとする。

第10 帳簿及び証拠書類の保管

事業実施主体は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。

なお、補助金については事業実施主体の有する他の経理と区分しなければならない。

第11 県の事業推進体制

知事は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月17日から適用する。

県産材利用緊急対策事業実施計画書

年 月 日

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 名称及び代表者名

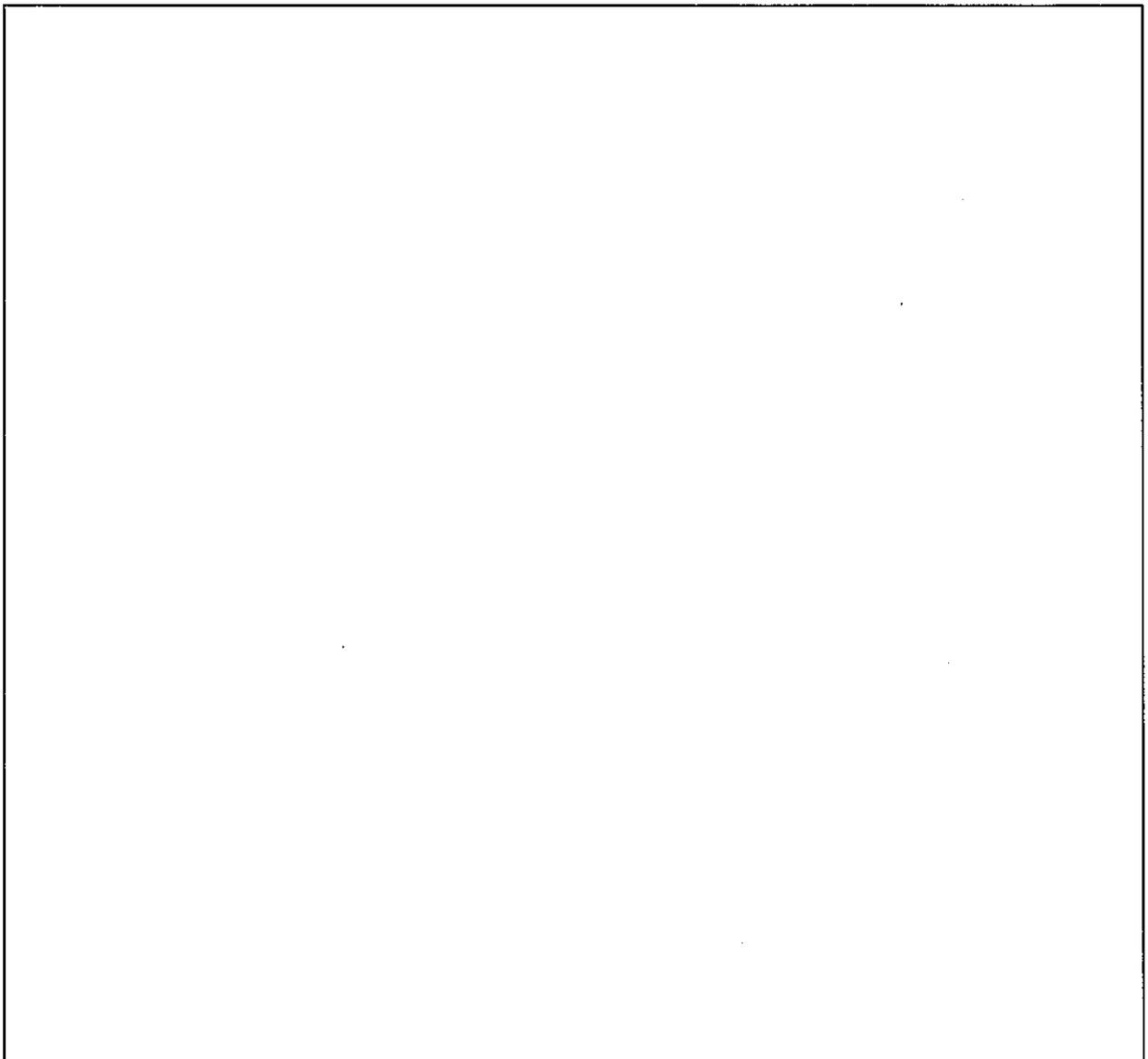
2 所在地及び電話番号

3 設立年月日

4 組織の構成

(定款又は規約等及び会員名簿その他により組織構成がわかること。)

第2 事業計画

A large empty rectangular box with a black border, intended for the business plan. It occupies the lower half of the page.

第3 事業費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
県産材利用緊急対策事業				
計				

第4 事業費の積算基礎

(単位：円)

区分	事業の内容	数量	単価	金額	積算基礎
計					

注) 区分及び事業の内容欄には、別表に掲げる経費区分及び事業区分を記入すること。

岡山県農林水産部長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

県産材利用緊急対策事業実施計画等（変更）承認申請書

県産材利用緊急対策事業実施要領第6の1の規定により事業実施計画書を作成（変更）したので、承認されたく申請します。

記

添 付 書 類

- 1 県産材利用緊急対策事業実施計画書（様式第1号）

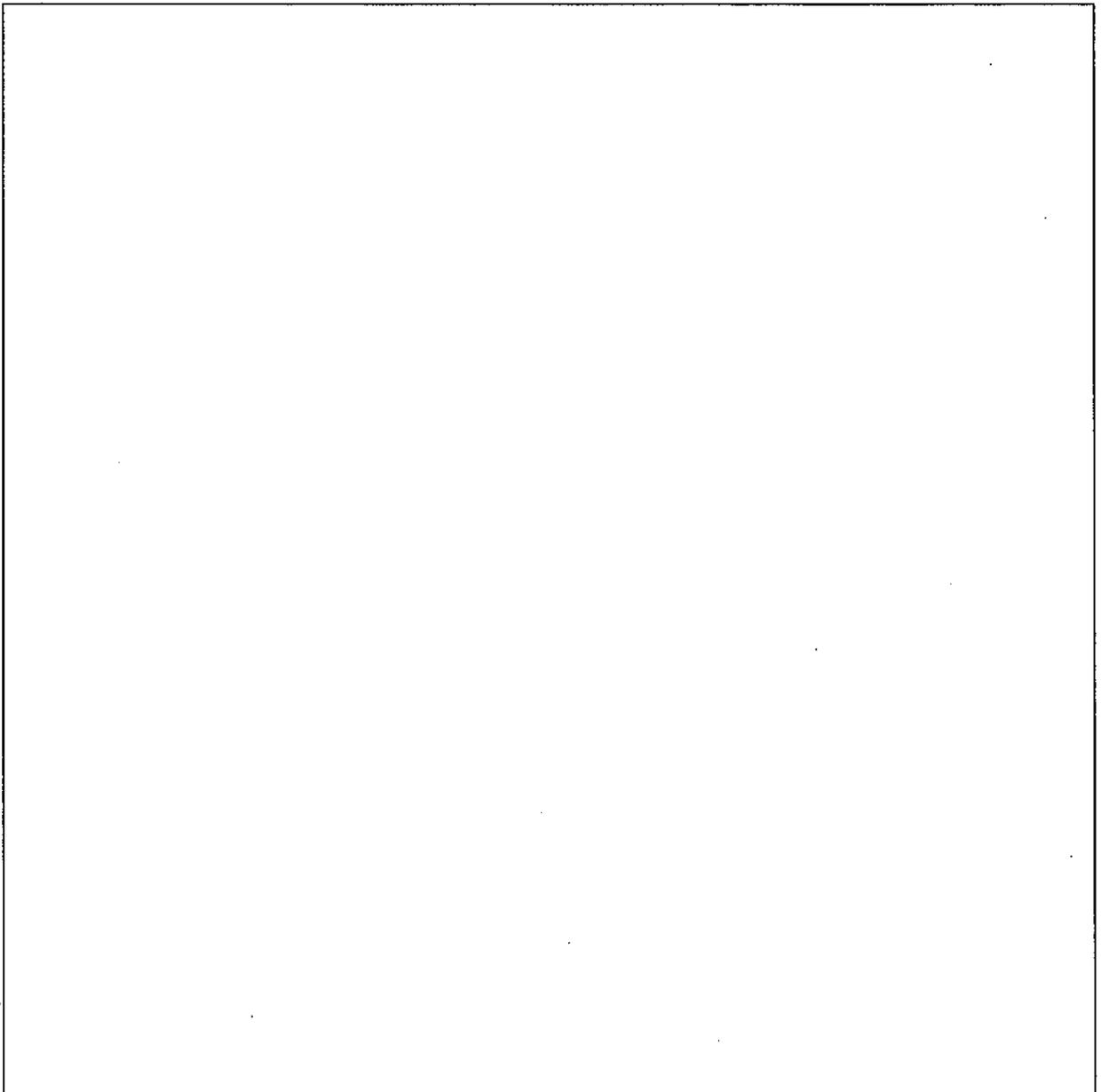
県産材利用緊急対策事業実施報告書

年 月 日

事業実施主体名：

第1 事業の成果

第2 事業実績



- 添付資料
- ア 事業の実施に伴い作成した資料等
 - イ 県産材利用緊急対策事業とりまとめ表(様式第4号)

第3 事業費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
県産材利用緊急対策事業				
計				

第4 事業費の内訳

(単位：円)

区分	事業の内容	数量	単価	金額	内訳
計					

注) 区分及び事業の内容欄には、別表に掲げる経費区分及び事業区分を記入すること。

別表（第5関係）

県産材利用緊急対策事業の補助対象経費及び補助率

経費区分	事業区分	補助金額及び限度額	重要な変更
1 助成費①	県産乾燥材を 8 m ³ 以上使用する民間非住宅建築物	定額 (一戸当たり20万円)	経費区分ごとの事業費または総事業費の30%を超える増減
2 助成費②	①県産森林認証材を 4 m ³ 以上使用する民間非住宅建築物 ②県産森林認証材を 2 m ³ 以上使用する既存の民間非住宅建築物の改修	1 m ³ 当たり30千円とし、1戸当たり24万円を上限とする。	
3 事務費	本事業の実施に必要な事務費 (人件費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)	定額	

※1 経費区分間の移用は認めない。

※2 助成費①と助成費②の重複は認めない。

※3 使用量に応じて補助金額を算定する場合の木材使用量は、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。